

住所 大阪市南區内安堂寺町通一丁目三一
友愛會主務 西尾未廣(三十一年)
本籍 長崎縣北高來郡諫早村一八七戸上族
住所 神戶市塚本通一丁目六二
友愛會主務 藤岡文六(三十年)
本籍 奈良吉野郡十津川村大字永井一七三戸上族
住所 大阪市北區西野田江成明一九一
友愛會理事 東忠(三十六年)
本籍 京都府加佐郡中舞鶴町字除部三七戸平民
住所 大阪市西區櫻島町西浦方
本型職久司事 潮野久吉(二十四年)
本籍 高知縣香美郡西川村字中西川八二平民
住所 大阪市北區中江町二一八號島勝藏方
住友電線職工 常石周(三十四年)
本籍 三重縣宇治山田町字曾根町一六一平民
住所 大阪市北區上福島三丁目三二
機關手早川由之助(三十六年)

本籍 大阪市南區内安堂寺町一丁目一四平民
同市北區西野田町北の町一五六
機關士榮次郎(三十六年)

右の者に對する治安警察法違反被告事件に付き豫審を達け決定すること左の如し

本文

本件を當地方裁判所の公判に附す

理由 大正十年五月中旬頃永田三十郎の經營に係る大阪市西區新炭屋町藤永田造船所は事業整理の爲め漸次職工の減員を断行すべしとの風評傳はるや、同所職工は失業の不安を感じ寄々善後策を講じ居りしが同造船所敷津分工場職工中大阪造船労働組合に屬するもの主導者となり、これが對應策として同年五月二十八日同造船所に對し、職工の解雇賃金労働時間及び作業設備等に關しては豫め職工側の同意を要件とする所謂團體交涉権を確認し、並に解雇手當支給制度を設定せられた旨を主要要項とする嘆願書を提出し、實行委員を選んで所主側と接衝せしめしが容れられざりしより、更に同年六月二日之れを要求書と改題の上提出し極力目的の貫徹に努めしも、同月四日右要求を殆んど拒否する回答に接したるより職工側の態度は日々悪化して怠業狀態に陥り、遂に實行委員殆んど全部の檢査を見るに至りたり、被告末廣は友愛會神戸聯合會主務被告忠綱は同聯合會幹事、被告文六は友愛會神戸聯合會主務なるが、右労働爭議に關しては友愛會の一支部たる前記大阪造船労働組合の理事に一任し來りしが、事茲に至りては最